

浜松市契約公報

発行所 〒430 - 8652
浜松市中央区元城町 103 - 2
浜 松 市 役 所
(財 務 部 調 達 課)
電話 053 - 457 - 2173

目 次

○ 入札公告（1件）

浜松市調達公告第127号

令和8年度 アクトシティ浜松Aゾーン改修工事（大・中ホール建築工事）・・・ 1

公 告

浜松市公告第127号

浜松市の建設工事について、下記のとおり制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び浜松市契約規則（昭和39年浜松市規則第31号）第4条の規定に基づき公告する。この入札は静岡県共同利用電子入札システムにより執行する。

令和8年10月13日

浜松市長 中野 祐介

記

1 制限付一般競争入札に付する事項

（1）工 事 名 令和8年度 アクトシティ浜松Aゾーン改修工事（大・中ホール建築工事）

（課名・番号）創造都市・文化振興課 第2026015958号

（2）工事場所 浜松市中央区板屋町地内

（3）工事概要 建築一式工事（別紙設計書のとおり）

（4）工 期 本契約日の翌日から令和11年6月29日まで

（5）本工事は設計書の参考数量適用工事である。

2 契約事項を示す場所

- (1) 入札担当課 〒430-8652 浜松市中央区元城町103番地の2
浜松市財務部調達課 電話 053-457-2176
電子メールアドレス tyotatu@city.hamamatsu.shizuoka.jp
- (2) 契約担当課 (1)に同じ
- 3 制限付一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 浜松市建設共同企業体取扱要綱に基づき結成された特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)であって、次の要件を満たすものでなければならない。
- (1) 共同企業体は2者で構成し、各構成員の出資比率は30パーセント以上とすること。
また、代表者はその比率の最大の者で、かつ、より大きな施工能力を有するものであること。代表構成員はア、イ及びエからサの要件を満たしており、その他の構成員はア、ウ及びオからサの要件を満たしていること。
- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示(平成20年10月1日告示第390号。以下「告示」という。)の規定により、令和7・8年度の建築一式工事に係る競争入札参加の資格の認定を受けており、建築一式工事の経営事項審査結果の総合評定値(P)が1,200点以上の者であること。なお、上記資格の認定を受けていない者でこの入札に参加しようとする者は、浜松市財務部調達課に定められた様式により令和8年11月4日(水)までに資格審査の申請を行う必要がある。ただし、当該特定調達契約の入札を辞退した場合、その申請に基づく登録は無効とする。
- ウ 告示の規定により、令和7・8年度の建築一式工事に係る競争入札参加の資格の認定を受けており、建築一式工事の経営事項審査結果の総合評定値(P)が900点以上の者であること。なお、上記資格の認定を受けていない者でこの入札に参加しようとする者は、浜松市財務部調達課に定められた様式により令和8年11月4日(水)までに資格審査の申請を行う必要がある。ただし、当該特定調達契約の入札を辞退した場合、その申請に基づく登録は無効とする。
- エ 平成23年度以降に完成・引渡しをした、客席数1,000席以上のホールの新築、増築若しくは改築(増築又は改築工事にあっては、増築又は改築部分に限る。)又は改修工事(内壁、床、天井の全面を改修したもの)を元請(単独又は共同企業体出資比率20%以上の構成員に限る。)として施工した実績を有する者であること。
- オ 浜松市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- カ 浜松市工事請負契約等に係る暴力団及びその関係者排除措置要領に基づく入札排除期間中でないこと。
- キ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員等(同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。))及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体に該当しない者であること。
- ク 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始

の決定を受けている者を除く。)でないこと。

ケ 以下に定める届出の義務のいずれかを履行していない者(当該届出の義務がない者を除く。)でないこと。

(ア) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務

(イ) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務

(ウ) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務

コ 1に掲げる工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

サ 共同企業体の構成員は、2以上の共同企業体の構成員になることができない。

(2) 建設業法等に規定する技術者を配置できる者であること。なお、技術者は主任技術者又は監理技術者として、一般競争入札参加資格確認申請書提出日以前に3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。また、監理技術者については、監理技術者資格者証を有する者で、監理技術者講習修了証明書の交付を受けている者であること。

4 一般競争入札参加資格の確認

(1) この入札の参加希望者は、一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)、入札参加条件に係る施工実績調書、配置予定技術者等の資格・工事経験、及び入札参加資格確認資料(以下「資料」という。)のうち、別記の1に記載されたものを提出し、参加資格の確認を受けなければならない。この場合において、参加資格の確認基準日は確認申請書の提出期限日とし、確認の結果は提出期限日の翌日から6日以内に通知する。なお、提出は電子入札システム(以下「システム」という。)による提出を原則とするが、電子ファイルの容量が大きくシステムによる提出ができない場合や紙媒体による提出について発注者の承諾(紙入札方式参加申請書(浜松市電子入札運用基準 様式3)を提出)を得た場合は、別記の1により提出することができる。

(※手続中の機器の不具合等で紙入札へ移行する場合は紙入札方式移行申請書(浜松市電子入札運用基準 様式4)を提出し発注者の指示に従うこと。)

(2) 入札参加資格がないと認められた者は、市に対し別記の2によりその理由について説明を求めることができる。この場合において、その回答は説明を求められた日から2日以内に行う。

(3) 入札参加資格がないと認められた者及び別記の1の提出期限までに確認申請書を提出しない者は、この入札に参加することができない。

5 設計書等について

(1) 設計書、仕様書、図面等(以下「設計図書等」という。)は、別記の3により閲覧させ又は提供する。

(2) 設計図書等に対する質問書は、別記の4により提出すること。

(3) (2)の質問に対する回答は、開札執行日の前3日間浜松市役所(財務部調達課)において閲覧に供するとともに、システムに回答を掲載する。

6 現場説明会の日時及び場所等 現場説明会は、実施しない。

7 入札執行の日時及び場所等 入札執行の日時等は、別記の5により執行する。

8 入札方法等

(1) システムによる。ただし、発注者の承認を得れば書面を持参又は郵送にて入札でき

る。

(2) 必要な書類

ア システムによる入札の場合 入札書及び工事費内訳書

イ 紙入札による場合 入札書、工事費内訳書、委任状（代理人の場合）

※なお、工事費内訳書は、第1回の入札に際しての入札書に記載される入札金額に対応したものとすること。また、本書が未提出又は不備がある場合、無効の入札として取り扱うことがある。

(3) (2) の文書を提出しない者の入札は認めない。

(4) 入札執行回数は、2回を限度とする。郵便による入札参加者は、1回目の入札で落札者が決定しなかった場合、2回目の入札には参加できないものとする。

9 調査基準価格

(1) この制限付き一般競争入札は、浜松市低入札価格取扱要領を適用し、調査基準価格を設定する。ただし、同要領第7条第1項については、次のとおり読み替える。

(調査等)

第7条 総合評価落札方式の競争入札に付す建設工事を除く予定価格が5千万円以上の建設工事において、調査基準価格を下回る価格の入札が行われたとき（以下「低入札」という。）には、落札の決定を保留とし、最低の価格の入札を行った者（以下「最低価格入札者」という。）から、契約の内容に適合した履行がされるかどうか、次の各号について速やかに調査を行う。当該調査の結果に基づき、最低価格入札者を契約の相手方とすることの適否について、浜松市建設工事入札・契約庁内調整会議幹事会において審査する。

(1) 予定している労務、資材等の量及び調達等に関する事項並びにその適否に関する事項

(2) 特別な事由により市場価格より低い価格で労務、資材等の調達ができるとの主張がある場合におけるその適否に関する事項

(3) 経営状態に関する事項

(4) その他落札の決定に必要な事項

(2) 調査基準価格を下回る入札があった場合には、落札の決定を保留し、調査のうえ落札者を決定する。

(3) 調査基準価格を下回る入札を行った者は、低入札価格調査に協力すること。

(4) 低入札価格調査の結果、調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合は、次に掲げる条件を付すものとする。

ア 建設業法第26条第3項の規定により専任の主任技術者（監理技術者）を置かなければならない場合にあつては、同条第1項に規定する主任技術者と同等以上の資格を有する者1名をその補助技術者として置かなければならない。なお、補助技術者は、専門技術者、営業所技術者等（営業所技術者又は特定営業所技術者をいう。）又は他工事の補助技術者を兼ねることができる。

イ 補助技術者は、主任技術者（監理技術者）の業務を補助し、建設工事の適正な施工の確保に努めなければならない。

ウ 現場代理人は、常駐義務の緩和対象にならない。

エ 現場代理人、監理技術者等（主任技術者、専任の主任技術者、監理技術者、専任の監理技術者又は監理技術者補佐をいう。以下同じ。）及び補助技術者は、これを兼ねる

ことができない。また、補助技術者は、他工事の現場代理人又は監理技術者等を兼ねることができない。

オ 契約保証の額は、請負代金額の10分の3以上とする。

カ 受注者の責による契約解除や履行不能に伴う違約金の額は、請負代金額の10分の3とする。

10 入札保証金 この一般競争入札は、入札保証金を免除する。

11 契約に関する特記事項

(1) 本工事の請負契約にあたっては、浜松市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年浜松市条例第26号）第2条の規定により、落札者と仮契約を締結し、後日、浜松市議会（以下「市議会」という。）2月定例会に契約議案を提出し、議決を経て本契約を締結する。

(2) この仮契約締結から市議会の議決までの間に、落札者が3に掲げる参加資格を失った場合は、発注者は仮契約の解除を行うことができるものとする。

(3) 市議会の議決を得られなかった場合、又は仮契約を解除した場合における落札者の損害については、発注者は一切の責めを負わないものとする。

12 前金払、中間前金払及び部分払

前金払及び部分払は、浜松市公共工事等の前金払等実施要領に基づいて行う。中間前金払は、浜松市建設工事の中間前金払に関する取扱要領に基づいて行う。

13 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) この入札に参加資格がないと認められた者及び確認申請に当たって虚偽の申請をした者のした入札
- (2) 一般競争入札参加資格があることを確認され、その後落札決定までの間に3に掲げる参加資格を失った者の行った入札
- (3) 設計図書等に示した条件等一般競争入札に関する条件に違反した入札
- (4) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる場合の人的関係のある複数の者がした入札

ア 人的関係

(ア) 一方の会社の役員(持分会社の業務を執行する社員、株式会社(特例有限会社を含む。)の取締役、委員会設置会社の執行役、法人格のある各種組合の理事をいい、監査役、監事及び事務局長は含まない。以下同じ。)又は代表権を有する者が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。）

(イ) 一方の会社の役員又は代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

イ その他の関係

上記アと同視しうる人的関係があると認められる場合

※開札前に、人的関係のある複数の者が1者を除き入札を辞退した場合は、残る1者の入札は無効とはならない。

14 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者の決定を行う。

1 5 期間の計算

この公告において期間の計算をする場合で、当該期間内に浜松市の休日を定める条例（平成元年浜松市条例第76号）第1条第1項に規定する市の休日があるときは、当該休日を除いて計算するものとする。

- #### 1 6 この工事に直接関連する他の工事の請負契約をこの工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無
- 無

1 7 くじの実施

落札候補となるべき金額の入札をした者が複数ある場合、電子くじを実施する。システムによる入札の場合、入札書提出時に任意の3ケタのくじ番号を入力すること。なお、紙入札による場合は、入札書に任意の3ケタのくじ番号を記載し入札書を提出すること。ただし、入札書にくじ番号の記載のない場合には、システムにより自動生成された数値を採用するものとする。

1 8 現場代理人の常駐義務の緩和

この工事は、現場代理人常駐義務緩和の対象となる場合がある。

1 9 労務費ダンピング調査の試行

本工事は労務費ダンピング調査の対象工事である。工事費内訳書に記載された直接工事費が一定水準を下回った場合、その理由の確認を次のとおり行う。

(1) 対象者

低入札価格調査の対象となった落札候補者

(2) 理由の確認方法

書面による確認とする。

(3) その他

書面の様式等については別途連絡し、低入札価格調査と並行して労務費ダンピング調査を行う。理由を回答しない場合は、入札に関する条件に違反した入札として無効とする場合がある。

2 0 その他

- (1) 契約書作成の要否 要
- (2) この調達法は、WTO政府調達協定の適用を受けるものである。
- (3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

2 1 Summary

- (1) Name and Quantity of Services or Goods

Act City Hamamatsu A Zone Renovation Works 2026 (Main Hall and Concert Hall Construction Works)

- (2) Date & Location of Bid Opening:

November 19, 2026 (Thu), 9:00AM

Bid Room (Nyusatsu-shitsu), Hamamatsu City Hall (5F North Annex)

- (3) Department responsible for affairs concerning specific procurement contracts:

[Division Responsible for Contracts]

Procurement Division, Finance Department, Hamamatsu City

103-2 Motoshiro-cho, Chuo-ku, Hamamatsu City 430-8652

TEL: 053-457-2176

[Division Responsible for Operations]

Creative Cities and Cultural Promotion Division, Citizen Affairs Department,

Hamamatsu City

103-2 Motoshiro-cho, Chuo-ku, Hamamatsu City 430-8652

TEL: 053-457-2417

別 記

1 一般競争入札参加資格確認申請等

(1) システムによる入札の場合

ア 提出期間 令和8年10月14日(水) 午前9時から令和8年11月4日(水) 午後0時(正午)までのシステム稼動時間内とする。

イ 提出書類

- (ア) 確認申請書(様式-1)
- (イ) 入札参加条件に係る施工実績調書(様式-2)(代表構成員のみ)
- (ウ) 経営規模等評価結果通知書の写し(全ての構成員)
- (エ) 共同企業体に係る書類
 - あ 建設工事入札参加資格審査申請書
 - い 電子入札利用届(JV用)
 - う 特定建設工事共同企業体協定書の写し
 - え 使用印鑑届の写し

(2) 紙入札による場合

ア 提出期間 持参の場合は、令和8年10月14日(水)から令和8年11月4日(水)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く午前9時から午後5時まで。ただし、最終日は午後0時(正午)まで。郵送の場合は令和8年11月2日(月)必着とする。)

イ 提出先 浜松市役所(財務部調達課)

ウ 提出書類

- (ア) 確認申請書(様式-1)
- (イ) 入札参加条件に係る施工実績調書(様式-2)(代表構成員のみ)
- (ウ) 紙入札方式参加申請書(浜松市電子入札運用基準 様式3)
- (エ) 経営規模等評価結果通知書の写し(全ての構成員)
- (オ) 共同企業体に係る書類
 - あ 建設工事入札参加資格審査申請書
 - い 特定建設工事共同企業体協定書の写し
 - う 使用印鑑届の写し

(3) 一般競争入札参加資格確認申請結果通知

令和8年11月11日(水)午後1時以降、申請については、システム又は電子メールにより通知する。なお、特別の事情がない限り電話連絡はしないので、留意すること。

2 入札参加資格がないと認められた者の理由説明要求

(1) 方 法 システム又は電子メールにより提出すること。なお、電子メールでの提出の場合は送信後、電話連絡をすること。

(2) 提出期限 令和8年11月13日(金)午後5時

(3) 提出先 浜松市役所(財務部調達課)

(4) 回 答 令和8年11月16日(月)までに、システム又は電子メールにより通知する。

3 設計図書等の閲覧、公開及び入手方法

(1) 閲覧期間及び公開期間 令和8年10月13日(火)から令和8年11月18日(水)

まで（ただし、閲覧の場合は、土曜日、日曜日及び休日を除く午前9時から午後5時までとする。）

- (2) 閲覧場所 浜松市役所（財務部調達課）
- (3) 公開場所及び入手方法 入札情報サービス（以下「P P I」という。）の当該案件のページからダウンロードして入手すること。なお、設計図書等については、財務部調達課へ「設計図書申込書」をメールにて提出すること。
- (4) その他 「設計図書申込書」をメール送信後、電話連絡をすること。
申込書を受領後、指定されたアドレス宛てに設計図書等のデータを送付する。

4 設計図書等に対する質問

- (1) 提出方法 システム又は電子メール又は持参により提出すること。なお、電子メールでの提出の場合は送信後、電話連絡をすること。
- (2) 受付期間 令和8年10月14日（水）から令和8年11月10日（火）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）午前9時から午後4時まで
- (3) 提出先 浜松市役所（財務部調達課）

5 入札執行日時等

(1) 入札書等受付期間

ア システムによる入札の場合

令和8年11月17日（火）午前9時から令和8年11月18日（水）午後0時（正午）までのシステム稼働時間内とする。

イ 紙入札による持参の場合

令和8年11月17日（火）から令和8年11月18日（水）までの午前9時から午後5時まで（最終日は午後0時（正午）までとする。）※郵送は（2）ウを参照。

(2) 提出方法

ア システムによる入札の場合 工事費内訳書を添付の上、提出すること

イ 紙入札による持参の場合

(ア) 提出場所 浜松市役所（財務部調達課）へ（1）までに直接持参すること。

(イ) 提出書類 入札書、工事費内訳書、委任状（代理人の場合）

(ウ) 入札参加者側の都合によりシステムによる処理の継続ができなくなり紙入札へ移行する場合は、入札書提出期限までに入札担当課へ連絡し、紙入札方式移行申請書（浜松市電子入札運用基準 様式4）及び入札書、委任状（代理人の場合）、工事費内訳書を速やかに提出し、発注者の指示に従うこと。

ウ 紙入札による郵送の場合

(ア) 送付先 浜松市役所 財務部 調達課 工事契約グループ

(イ) 提出期限 令和8年11月17日（火）必着

(ウ) 郵送方法 一般書留郵便又は簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便

郵送用封筒には、①送付先（入札担当課の郵便番号・所在地・名称）、②件名、③入札者の郵便番号・所在地・名称を記入するほか、「入札書在中」又は「入札書及び内訳書在中」と記載し、入札（見積）書と工事費内訳書が一つの封筒に封かんでできない場合は、それぞれを封かんした上で一つの郵送用封筒により送付すること。

(エ) 提出書類 入札書、工事費内訳書

(オ) 郵送提出の注意事項

①入札（見積）書等が浜松市に到達した以降は、その引換え又は変更若しくは取消しをすることができない。

②郵便等による入札参加者は、1 回目の入札で落札者が決定しなかった場合、2 回目の入札には参加できない。

(3) 開札の日時 令和8年11月19日（木） 午前9時00分

(4) 開札の場所 浜松市役所（入札室）

一般競争入札参加資格確認申請書の提出にあたって（浜松市財務部調達課）

下記の工事に係る入札等については、関係法令に定めるもののほか、「公告（写）」、「浜松市建設工事一般競争入札心得」、「浜松市電子入札運用基準」等を参照し、間違いのないようにすること。この入札は静岡県共同利用電子入札システムにより執行する。

記

1 課名・入札番号 創造都市・文化振興課 第2026015958号

2 工 事 名 令和8年度 アクトシティ浜松Aゾーン改修工事（大・中ホール建築工事）

3 その他説明事項

（1）設計書等の受託者

ア 公告3（1）コの「1に掲げる工事に係る設計業務等の受託者」とは次に掲げる者である。

株式会社日本設計 東京都港区虎ノ門一丁目23番1号

イ 公告3（1）コの「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは次の（ア）又は（イ）に該当するものである。

（ア）当該受託者（各構成員も含む）の発行済株式総額の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

（イ）建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

（2）建設リサイクル法対象工事

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。

落札者は入札後、契約書作成までの間に次の内容を決定し、下記の事項を記載した書面を契約担当者へ提出すること。

ア 分別解体等の方法

イ 解体工事に要する費用

ウ 特定建設資材廃棄物の再資源化等をするための施設の名称及び所在地

エ 特定建設資材廃棄物の再資源化に要する費用

（3）一般競争入札参加資格確認申請書、工事費内訳書の提出について

次の様式を使用することし、システムにより提出する場合は、添付するファイルの名称には業者名と様式の名称を必ず入れること。なお、システムによる提出の場合は、代表者印を不要とすることができる。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式－1）

イ 工事費内訳書 P P I に格納してある様式を用いること。

（4）現場（工事）説明書

現場説明は実施しない。

(5) 質疑応答書の提出について

質疑のある場合についてのみ、令和8年11月10日（火）午後4時までに別紙様式－5により提出すること。

(6) その他

以下の用紙等が必要な場合は、入札担当課へ問い合わせること。

ア 「浜松市建設工事一般競争入札心得」

イ 「質疑応答書」

- 4 浜松市電子入札運用基準に基づき入札に参加すること。なお、電子入札システムに障害等やむを得ない事情がある場合、紙入札に変更することがある。

浜松市一般競争入札
設 計 図 書 申 込 書

開札日 1 1 月 1 9 日

工 事 名 称	令和 8 年度 アクトシティ浜松 A ゾーン改修工事（大・中ホール建築工事） （課名 創造都市・文化振興課 入札番号 第 2 0 2 6 0 1 5 9 5 8 号）		
申 込 日	令和 年 月 日（ ）		
所在地及び 会 社 名			
担 当 者 名	(押印不要)	電話番号	— —
送付先メール アドレス			

浜松市財務部調達課工事契約グループ

TEL 053-457-2176

E メールアドレス tyotatu@city.hamamatsu.shizuoka.jp

一般競争入札参加資格確認申請書

公 告 番 号	浜松市公告第１２７号	公告年月日	令和８年１０月１３日
工 事 名	令和８年度 アクトシティ浜松Ａゾーン改修工事（大・中ホール建築工事） （課名 創造都市・文化振興課 番号 第２０２６０１５９５８号）		
工 事 場 所	浜松市中央区板屋町地内		
業種ランク	・代表構成員 建築一式工事の経営事項審査結果の総合評定値（P）_____点 ・その他の構成員 建築一式工事の経営事項審査結果の総合評定値（P）_____点		
添付書類	・入札参加条件に係る施工実績調書（様式－２）※代表構成員のみ ・経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）の写し （確認申請書の提出期限日時点で有効のもの）※全ての構成員 ・共同企業体に係る書類 ①建設工事入札参加資格審査申請書 ②電子入札利用届（ＪＶ用）（電子入札システムを利用する場合） ③特定建設工事共同企業体協定書の写し ④使用印鑑届の写し		

上記のとおり一般競争入札に参加したく、資格の確認申請をいたします。

なお、浜松市公告第１２７号の一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項に相違していないことを誓います。

令和 年 月 日

（あて先）浜松市長

申請者 共同企業体
の 名 称

代表者 住所又は所在地
商号又は名称
代表者氏名

その他の 住所又は所在地
構成員 商号又は名称
代表者氏名

入札参加条件に係る施工実績調書

代表構成員名：_____

平成２３年度以降に完成・引渡しをした、客席数１，０００席以上のホールの新築、増築若しくは改築（増築又は改築工事にあつては、増築又は改築部分に限る。）又は改修工事（内壁、床、天井の全面を改修したもの）を元請（単独又は共同企業体出資比率２０％以上の構成員に限る。）として施工した実績を記載すること。

工 事 施 工 実 績	工 事 名	
	発注機関名	
	施 工 場 所	
	契 約 金 額	
	工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
	受注形態等	
	工 事 概 要	
	CORINS への登録	あり（CORINS 登録番号： _____）・なし

注１ 施工場所は、都道府県名及び市町村名等を、受注形態等は、単体／共同企業体名（構成員・出資比率）を記載すること。

注２ CORINS への登録がある場合は、工事カルテの添付により契約書の写しを省略することができるが、竣工登録がされていない場合は、契約書の写し（変更契約書を含む。）を省略できない。なお、工事概要がわかるもの（実施設計書及び設計図面等の該当部分、公称処理能力）は登録がある・なしに係わらず必ず添付すること。

建設工事入札参加資格審査申請書

年 月 日

(あて先) 浜松市長

申請者 共同企業体
の 名 称

代表者 住 所
名 称
代 表 者

その他の 住 所
構成員 名 称
代 表 者

今般貴市所管に係る令和8年度 アクトシティ浜松Aゾーン改修工事(大・中ホール建築工事)の入札に参加したいので、特定建設工事共同企業体を結成し、別冊〇〇特定建設工事共同企業体協定書及び指定の書類を添えて入札参加資格審査を申請いたします。

なお、この入札参加資格審査申請書及び添付書類の全ての記載事項は事実と相違ないことを誓約いたします。

電子入札利用届（J V用）

年 月 日

（あて先）浜松市長

共同企業体
の 名 称

代表者 住 所
商号又は名称
代 表 者 名

その他の 住 所
構成員 商号又は名称
代 表 者 名

本共同企業体において、構成員は代表者に入札に関する一切の権限を委任し、代表者のI Cカードにより浜松市の電子入札に参加したいので届け出ます。

〇〇特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 浜松市発注に係る令和8年度 アクトシティ浜松Aゾーン改修工事(大・中ホール建築工事)(当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。)の請負

(2) 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇特定建設工事共同企業体(以下「当企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後〇か月を経過するまでの間は、解散することができない。

(注)〇の部分には、たとえば3と記入する。

2 建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、

当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

〇〇建設株式会社 〇〇%

〇〇建設株式会社 〇〇%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関

する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該建設工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には、利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認によ

り残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該建設工事につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社外1社は、上記のとおり〇〇特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書2通を作成し、各通に構成員が署名又は記名押印し、各自所持するものとする。

(注) 発注者が認める場合、電子的方法で署名又は記名押印に代わる措置を講じることもよい。

年 月 日

〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇〇〇 印

〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇〇〇 印

使 用 印 鑑 届

年 月 日

(あて先) 浜松市長

申請者 共同企業体の名称

代表者 住 所
商号又は名称
代 表 者 名 ⑩

その他の 住 所
構成員 商号又は名称
代 表 者 名 ⑩

下記の印鑑を令和8年度 アクトシティ浜松Aゾーン改修工事(大・中ホール建築工事)の入札の参加並びに契約の締結、代金の請求及び受領に使用するため届け出ます。

記

使用印鑑

(代表者の印を押印する)

様式－5

質 疑 応 答 書		2026015958
工 事 名 令和8年度 アクトシティ浜松Aゾーン改修工事（大・中ホール建築工事）		
提 出 日 令和 年 月 日 回 答 日 令和 年 月 日		
項 目	質 疑 事 項	回 答 事 項